



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政改革推進課） 1
- 沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則（市町村課） 2
- 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則（市町村課） 2
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（環境整備課） 2
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課） 2
- 沖縄県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則（流通政策課） 3
- 沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例施行規則（労政能力開発課） 5
- 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（労政能力開発課） 6
- 告 示**
- 西原・与那原マリパークの利用料金の承認（港湾課） 8
- 訓 令**
- 沖縄県自動車等管理規程の一部を改正する訓令（物品管理課） 10
- 人事委員会事項**
- 勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則 11
- 非常勤職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 11
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 11
- 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 12
- 海区漁業調整委員会事項**
- 漁業法に基づく指示事項 12

規 則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年 3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第8号

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第147号から第150号までの規定、第152号及び第153号中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同欄中第154号の5を第154号の6とし、第154号の4を第154号の5とし、第154号の3を第154号の4とし、第154号の2の次に次の1号を加える。

154の3 水質汚濁防止法第13条の3第1項の規定に基づき、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造等の改善又は使用の一時停止を命ずること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄中第155号及び第156号中「特定施設」を「特定施設等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第9号

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則（昭和50年沖縄県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項中「10か年度」を「15年度」に改め、同表の3の項中「第8条第2項」を「第22条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第10号

沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則（昭和54年沖縄県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第8条第2項」を「第22条」に改め、同条第3項中「10か年度」を「15年度」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第11号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成16年沖縄県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第6条第6項第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第12条中「及第5条」を「及び第5条」に改める。

別表沖縄県中央保健所の項を削る。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第12号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成4年沖縄県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第12条第4項」を「第12条第6項」に改める。

第8条中「第9条第2項」を「第27条第2項」に改める。

第12条中「第14条」を「第32条」に改める。

第13条中「中央保健所長」を「南部保健所長」に、「具志川村及び仲里村」を「久米島町」に改める。

第5号様式中「第12条第4項」を「第12条第6項」に、「第12条第3項各号」を「第12条第5項各号」に改める。

第7号様式中「第9条第2項」を「第27条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第13号

沖縄県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県中央卸売市場条例施行規則（昭和59年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第13条中「（条例第13条第3項において準用する場合を含む。）」を削る。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第30条を次のように改める。

第30条 削除

第58条から第60条を次のように改める。

第58条から第60条まで 削除

第70条第1項中「作成し、その写しを知事に提出しなければならない」を「作成しなければならない」に改める。

第78条第5項中「、業種別売上高日計表（第60号様式）、品目別産地別月間売上高報告書（第61号様式）及び品目別産地別日計表（第62号様式）」を「及び品目別産地別月間売上高報告書（第61号様式）」に改める。

第80条第2項を削る。

第80条の2を削る。

第84条を次のように改める。

第84条 削除

第4号様式中

「1 本証は、卸売のせりに従事するときは、必ず携帯し、関係人から提示を求められたときは、直ちにこれを提示しなければならない。

2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 本証を紛失し、又はき損したときは、直ちに知事に届け出なければならない。」

4 本証は、登録の有効期間を経過したとき、新たな登録証の交付を受けたとき、又はせり人の資格を喪失したときは、直ちに知事に返還しなければならない。」

「1 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 本証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに知事に届け出なければならない。」

3 本証は、登録の有効期間を経過したとき、新たな登録証の交付を受けたとき、又はせり人の資格を喪失したときは、直ちに知事に返還しなければならない。」に改める。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式 削除

第17号様式を次のように改める。

第17号様式 削除

第28号様式中「第38条の規定により承認します」を「第37条第2項の規定により承認します」に改め、

決	場 長	主 幹	職 員	担当者
裁				

を削る。

第29号様式中「第38条の規定により承認します」を「第37条第2項の規定により承認します」に改め、

決	場 長	主 幹	職 員	担当者
裁				

を削る。

第30号様式中「第38条の規定により承認します」を「第37条第2項の規定により承認します」に改め、

決	場 長	主 幹	職 員	担当者
裁				

を削る。

第31号様式及び第33号様式中

決	場 長	主 幹	職 員	担当者
裁				

を削る。

第34号様式から第36号様式までを次のように改める。

第34号様式から第36号様式まで 削除

第42号様式の6中

「 仲卸業者又は売買参加者からの買受け等承認（変更承認）申請書 殿 沖繩県知事 殿 」を

「 仲卸業者又は売買参加者からの買受け等承認（変更承認）申請書 年 月 日 に 沖繩県知事 殿 」

改め、

決	場 長	主 幹	職 員	担当者
裁				

を削る。

第45号様式中

委 託 者	住 所	年 月 日積	車両番号
	氏 名	積出地	輸送会社

を

委 託 者	住 所	
	氏 名	

に

改め、

決	場 長	主 幹	職 員	検査員
裁				

を削る。

第46号様式中

委 託 者	住 所	年 月 日積	車両番号
	氏 名		積出地 輸送会社

を

委 託 者	住 所
	氏 名

に

改め、

決	場 長	主 幹	職 員	検査員
裁				

を削る。

第60号様式を次のように改める。

第60号様式 削除

第62号様式を次のように改める。

第62号様式 削除

第65号様式を次のように改める。

第65号様式 削除

第67号様式を次のように改める。

第67号様式 削除

第68号様式中

出 荷 者	住 所	年 月 日積	車両番号
	氏 名		積出地 輸送会社

を

出 荷 者	住 所
	氏 名

に

改め、

決	場 長	主 幹	職 員	担当者
裁				

を削る。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第14号

沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例（平成24年沖縄県条例第91号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（訓練科に係る普通課程の訓練基準）

第2条 条例第5条第2項の規則で定める訓練科に係る普通課程の訓練基準は、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第2に定めるところにより行われるものを標準とする。

（訓練科に係る短期課程の訓練基準）

第3条 条例第6条第2項の規則で定める訓練科に係る短期課程の訓練基準は、省令別表第4に定めるところにより行われるものを標準とする。

（普通職業訓練における職業訓練指導員の資格）

第4条 条例第8条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者（都道府県知事の免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、省令第39条第1号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。）とする。

- (1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第28条第1項に規定する普通職業訓練に係る教科（以下この条において単に「教科」という。）に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後1年以上の実務の経験を有するもの
- (2) 教科に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後3年以上の実務の経験を有するもの
- (3) 教科に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学を卒業した者で、その後4年以上の実務の経験を有するもの
- (4) 教科に関し、学校教育法に規定する短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後5年以上の実務の経験を有するもの
- (5) 教科に関し、省令第46条の規定による職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者
- (6) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として省令第48条の3第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第15号

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「、訓練期間等」を「及び訓練期間」に、「別表第1から別表第3まで」を「別表第1及び別表第2」に改め、同条第2項及び第3項中「別表第1から別表第3まで」を「別表第1及び別表第2」に改める。

第5条中「及び別表第3」を削る。

第8条中「戸籍抄本」を「住民票抄本」に改める。

第14条中「使用しようとする職業能力開発校の校長」を「知事」に改める。

第15条中「校長」を「知事」に改める。

第16条中「別表第4」を「別表第3」に改める。

第17条及び第18条中「校長」を「知事」に改める。

別表第1 沖縄県立具志川職業能力開発校の項中

自動車整備科	2年	20
--------	----	----

を

自動車整備科	2年	20
電気システム科	1年	25

に改め、同表沖縄県立浦添職業能力開発校の項中

電気工事科	1年	5
自動車整備科	2年	25

を

自動車整備科	2年	25
--------	----	----

 に、「障害

者対象」を「身体障害者対象」に改める。

別表第2 沖縄県立具志川職業能力開発校の項中「OA事務科」を「ショップビジネス科」に、「25」を「20」に、「製図科（障害者対象）」を「オフィスビジネス科（身体障害者対象）」に、「知的障害者コース」を「知的障害者対象」に、「ワープロ科」を「建設機械運転科」に、「14日」を「16日」に、

配管科	30時間	15
表計算科	10日	15

を

建築CAD講座	40時間	15
---------	------	----

 に改め、同

表沖縄県立浦添職業能力開発校の項中

エクステリア科	1年	30
---------	----	----

を

エクステリア科	1年	20
---------	----	----

に、

OA事務科	6月	30
-------	----	----

を

ビジネスマネジメント科	6月	25
-------------	----	----

に、

建設車両運転科	16日	20
配管科	13日	15

を

建設車両運転科	16日	20
---------	-----	----

に改める。

別表第3を削る。

別表第4中「溶接科」を「板金溶接科」に、「電気工事科（浦添職業能力開発校）」を「電気工事科」に、「電管施工科（具志川職業能力開発校）」を「電管施工科」に、「配管科」を「設備システム科」に、

OA事務科	260円
-------	------

を

ショップビジネス科	260円
ビジネスマネジメント科	260円

に改め、同表を別表

第3とする。

第1号様式中

志望科名	第1志望	第2志望
------	------	------

 を

志望科名	
------	--

に、

学校名	卒業（見込み）
中学校	年
高等学校	年

を

専門学校	科	年
大学	学部 科 (コース)	年

学校名	卒業等
中学校	昭和・平成 年 卒業見込み 卒業 中退
高等学校 科	昭和・平成 年 卒業見込み 卒業 中退
専門学校 科	昭和・平成 年 卒業見込み 卒業 中退
大学 学部 科 (コース)	昭和・平成 年 卒業見込み 卒業 中退

に改める。

第1号様式の2中「製図科」を「オフィスビジネス科」に改める。

第3号様式中 「__科
本人氏名_____」を「_____科
本人氏名_____」に改める。

第5号様式中「沖縄県立 職業能力開発校長」を「沖縄県知事」に改める。
「 沖縄県立職業能力開発校使用承認書

年 月 日

殿

第6号様式中 沖縄県立 職業能力開発校長 _____を
氏 名 _____ [印]

年 月 日付けで申請のあった沖縄県立 職業能力開発校の使用は、
下記のとおり承認します。」

「沖縄県指令 第 号
沖縄県立職業能力開発校使用承認書

住 所
名 称
代表者

年 月 日付けで申請のあった沖縄県立 職業能力開発校の使用は、
下記のとおり承認します。

年 月 日

沖縄県知事

[印]

に、「き損」を「毀

損」に改める。

第7号様式及び第8号様式中「沖縄県立 職業能力開発校長」を「沖縄県知事」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第221号

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成24年沖縄県条例第66号）附則第2項の規定によりその例によることとされている同条例による改正後の沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）第27条第3項の規定により、次のとおり西原・与那原マリンパークの利用料金を承認した。

平成25年 3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 西原・与那原マリンパーク
- 2 指定管理者 株式会社クリード沖縄
- 3 利用料金の適用年月日 平成25年 4月 1日
- 4 利用料金の額

有料施設等名	利用料金の額									
	単位	艇長 5メートル未満のもの	艇長 5メートル以上 7メートル未満のもの	艇長 7メートル以上 9メートル未満のもの	艇長 9メートル以上 11メートル未満のもの	艇長 11メートル以上 13メートル未満のもの	艇長 13メートル以上 15メートル未満のもの	艇長 15メートル以上 17メートル未満のもの	艇長 17メートル以上 19メートル未満のもの	艇長 19メートル以上のもの
陸置場	1艇1日につき	352円	499円	647円	795円	943円	1,092円	1,240円	1,313円	
	1艇1月につき	7,043円	9,996円	12,949円	15,903円	18,856円	21,810円	24,764円	26,240円	
係留施設	単位	艇長 5メートル未満のもの	艇長 5メートル以上 7メートル未満のもの	艇長 7メートル以上 9メートル未満のもの	艇長 9メートル以上 11メートル未満のもの	艇長 11メートル以上 13メートル未満のもの	艇長 13メートル以上 15メートル未満のもの	艇長 15メートル以上 17メートル未満のもの	艇長 17メートル以上 19メートル未満のもの	艇長 19メートル以上のもの
	1艇1日につき	429円	597円	766円	934円	1,102円	1,270円	1,438円	1,522円	
	1艇1月につき	8,585円	11,950円	15,315円	18,680円	22,045円	25,411円	28,776円	30,459円	
シャワー	1回につき300円									
多目的広場	平日	1時間につき4,000円（多目的広場の半分の面積を利用する場合にあっては、2,000円）								
	土曜日、日曜日及び休日	1時間につき6,000円（多目的広場の半分の面積を利用する場合にあっては、3,000円）								
軽スポーツ広場	1時間につき2,000円									
パークゴルフ場	午前8時30分から午後6時まで（受付時間）	1人1回につき300円								
	午後6時から午後8時まで（受付時間）	1人1回につき500円								
照明設備	1時間につき10,000円（多目的広場の半分の面積に係る照明設備を利用する場合にあっては、5,000円）									

備考

- 1 「平日」とは、月曜日から金曜日まで（2に規定する休日を除く。）をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日をいう。

訓 令

沖縄県訓令第6号

知 事 部 局
教 育 庁
労働委員会事務局
人事委員会事務局
監 査 委 員 事 務 局

沖縄県自動車等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県自動車等管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県自動車等管理規程（昭和48年沖縄県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車であつて、県が所有し、又は占有し、かつ、現に県が管理しているもの（企業局、病院事業局、警察本部及び議会事務局において管理するものを除く。）をいう。

第16条中「管理者」を「車両管理者」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第9条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条（見出しを含む。）中「管理者」を「車両管理者」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「管理者」を「財務規則第155条に規定する物品管理者及び同規則第156条に規定する物品取扱者（以下「管理者」という。）」に改め、同条第2項中「管理者」を「車両管理者」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「管理者は」を「車両管理者は」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「管理者」を「車両管理者」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「、管理者」を「、車両管理者」に、「第6条」を「第7条」に改め、同条第2項中「管理者」を「車両管理者」に改め、同条第3項中「管理者（）」を「車両管理者（）」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出し中「管理者」を「車両管理者」に改め、同条第1項中「自動車等の管理者（財務規則第155条に規定する物品管理者及び同規則第156条に規定する物品取扱者をいう。以下「管理者」という。）」を「車両管理者」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「管理者」を「車両管理者」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（車両管理者）

第3条 自動車等が配置されている課等に車両管理者を置く。

2 車両管理者は、自動車等を所管する本庁の各課の長及び出先機関の長をもって充てる。

第1号様式中「第3条、第7条、第8条」を「第4条、第8条、第9条」に改める。

第2号様式中「第4条、第8条」を「第5条、第9条」に改める。

第3号様式中「第4条、第8条、第16条」を「第5条、第9条、第17条」に、「使用許可」を「使用承認」に、「管理者」を「車両管理者」に改める。

第4号様式中「第7条」を「第8条」に改める。

第5号様式中「第9条、第10条」を「第10条、第11条」に改める。

第5号様式の2中「第9条」を「第10条」に改める。

第5号様式の3中「第10条」を「第11条」に改める。
 第6号様式中「第10条、第11条」を「第11条、第12条」に改める。
 第7号様式中「第11条」を「第12条」に改める。
 第8号様式から第10号様式までの規定中「第15条」を「第16条」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 事 項

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

沖縄県人事委員会
 委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第3号

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第6条の4第3号を次のように改める。

(3) 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

非常勤職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

沖縄県人事委員会
 委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第4号

非常勤職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の給与に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「10日まで」を「10日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

沖縄県人事委員会
 委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第5号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表中	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">国頭村字佐手 国頭村字辺野喜</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">佐手小学校 佐手小学校辺野喜分校</td> </tr> </table>	国頭村字佐手 国頭村字辺野喜	佐手小学校 佐手小学校辺野喜分校	2	を
国頭村字佐手 国頭村字辺野喜	佐手小学校 佐手小学校辺野喜分校				

国頭村字佐手	佐手小学校	2	に、
東村字川田	東中学校		
今帰仁村字古字利	古字利小学校	1	を
東村字川田	東中学校		に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

沖縄県人事委員会
委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第6号

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「財団法人おきなわ女性財団」を「公益財団法人おきなわ女性財団」に、「財団法人沖縄県保健医療福祉事業団」を「公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団」に、「財団法人沖縄県農業開発公社」を「公益財団法人沖縄県農業振興公社」に、「社団法人沖縄県糖業振興協会」を「公益社団法人沖縄県糖業振興協会」に、「財団法人沖縄県畜産振興公社」を「公益財団法人沖縄県畜産振興公社」に、

「公益財団法人沖縄県産業振興公社
財団法人雇用開発推進機構」を「公益財団法人沖縄県産業振興公社」に、「財団法人沖縄観光コンベンションビューロー」を「一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー」に、「財団法人海洋博覧会記念公園管理財団」を「一般財団法人沖縄美ら島財団」に改める。

別表第2中「日本下水道事業団」を「地方共同法人日本下水道事業団」に改める。

別表第4中「沖縄都市モノレール株式会社」を「沖縄都市モノレール株式会社
沖縄県環境整備センター株式会社」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示25第1号

沖縄海区における浮魚礁（中層型浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成25年3月29日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 山 川 義 昭

第1 自主調整協議会の設置

1 沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るため、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

関係地区	協議会の名称
------	--------

沖縄本島北西地区	第1ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島南西地区	第2ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島東地区	第3ブロック浮魚礁自主調整協議会
先島地区	第4ブロック浮魚礁自主調整協議会
大東諸島地区	第5ブロック浮魚礁自主調整協議会

2 各協議会の構成は、委員会が作成する浮魚礁自主調整協議会名簿（以下「名簿」という。）のとおりとする。

第2 協議会への加入

1 協議会は、沖縄県内の市町村又は次に掲げる要件（以下「加入資格」という。）の全てを満たしている者でなければ加入することができない。

- (1) 法人格をもつ者であること。
- (2) 20以上の事業者又は個人により組織され、その構成員が明確であり、特定できる者であること。
- (3) その構成員の出資金額や口数等にかかわらず、法令や定款等の明文化された規定により民主的運営が確保されている者であること。
- (4) 事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等の理由により、その事業の目的を達成することが著しく困難な者ではないこと。
- (5) 法令等を遵守する精神を著しく欠き、又は協議会の民主的な運営を妨げ、若しくはそのおそれがある者でないこと。

2 協議会に加入しようとする者は、加入資格確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認（以下「資格確認」という。）を受けなければならない。ただし、沖縄県内の市町村が協議会に加入しようとする場合においては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 法人格を持つ者であることを証する書類
- (2) その構成員を明らかにする名簿
- (3) 組織の民主的運営が確保されていることを明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が加入資格を確認するために必要と認める書類

3 委員会は、前項の確認をするときは、協議会等の意見を聞くことがある。

4 委員会は、資格確認をした場合は、速やかに、その旨を当該申請者に通知するとともに、当該申請者を名簿に登録するものとする。

5 委員会は、協議会に加入した者が、1の項各号に掲げる加入資格のいずれかを欠くことになったときは、資格確認を取り消すとともに、名簿から削除するものとする。

第3 敷設の承認等

1 浮魚礁は、名簿に登録された者が、浮魚礁敷設承認申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会の承認を受けた場合でなければ敷設することができない。ただし、共同漁業権を設定している区域において浮魚礁を敷設する場合であって、共同漁業権区域内浮魚礁敷設届（第3号様式）に当該漁業権者全員との協議が調ったことを証する書類を添付して委員会に提出した場合は、この限りでない。

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入している全ての者（沖縄県を除く。）と協議が調ったことを証する協議書（第4号様式）
- (2) 浮魚礁を敷設しようとする位置を世界測地系による緯度及び経度によって記載した図面
- (3) 敷設しようとする浮魚礁の浮体、浮体付属品、係留索、アンカー等の構造を示す書類

2 前項第1号に規定する協議書の有効期限は、協議が調った日から平成26年3月31日までとする。

3 委員会は、1の項の承認（以下「敷設承認」という。）をしたときは、浮魚礁敷設承認証（第2号様式。以下「承認証」という。）を交付するものとする。

4 委員会は、敷設承認を受けた者が敷設承認の日から平成26年3月31日までに浮魚礁を敷設していない

ときは、敷設承認を取り消すものとする。

- 5 前項の規定による処分を受けた場合、又は敷設承認を受けた後に浮魚礁を敷設する予定がなくなった場合は、浮魚礁敷設承認証返納届（第5号様式。以下「返納届」という。）に当該浮魚礁に係る承認証を添付して委員会に提出する。

第4 承認の制限、条件等

- 1 敷設承認は、県が敷設するものを除き、200基を限度として行う。
- 2 委員会は、浮魚礁の敷設が船舶の航行安全又は漁業調整等に支障をきたすおそれがあると認めるときは、敷設承認をせず、又は敷設承認をするにあたっては制限若しくは条件を付することができる。

第5 浮魚礁の敷設

- 1 浮魚礁を敷設する者は、あらかじめ海上作業届（第6号様式）を当該浮魚礁を敷設しようとする海域を管轄する海上保安本部、海上保安部又は海上保安署へ提出しなければならない。
- 2 浮魚礁を敷設した者（以下「敷設者」という。）は、敷設後速やかに浮魚礁敷設完了届（第7号様式）を委員会に提出しなければならない。

第6 浮魚礁の管理

浮魚礁を敷設する者は、浮魚礁を容易に識別できるようにするため、浮魚礁の本体に敷設者の名称及び承認証に記載されている浮魚礁の名称を明記するとともに、船舶航行の安全のため、浮魚礁（中層型浮魚礁を除く。）に、電灯その他の照明（平成24年度以降に敷設する浮魚礁については、レーダー反射器を含む。）を取り付け、浮魚礁を敷設した後はこれを適切に管理しなければならない。

第7 浮魚礁の流失

- 1 敷設者は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届（第8号様式）を委員会及び当該浮魚礁を敷設した海域を管轄する海上保安本部、海上保安部又は海上保安署に提出しなければならない。
- 2 委員会は、敷設承認を受けた者が流失判明の日から平成26年3月31日までに浮魚礁を敷設しないときは、敷設承認を取り消すものとする。
- 3 前項の規定による処分を受けた場合は、返納届に当該浮魚礁に係る承認証を添付して委員会に提出しなければならない。

第8 敷設の再承認

- 1 平成24年沖縄海区漁業調整委員会指示24第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁の敷設者は、平成25年4月30日までに浮魚礁敷設承認申請書を委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、第6を遵守していると確認できる写真及び浮魚礁の浮体位置を確認できる写真を添付しなければならない。
- 3 前項の浮魚礁の浮体位置の確認において、浮魚礁の流失が判明した場合は、浮魚礁敷設承認申請書を委員会に提出し、平成26年3月31日までに敷設することができる。ただし、平成25年6月に開催される委員会までに承認を受けた場合に限る。

第9 敷設承認期間の延長

平成24年沖縄海区漁業調整委員会指示24第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁の敷設承認期間を平成25年6月30日まで延長する。

第10 敷設の特例

- 1 浮魚礁を敷設する者は、平成24年11月から平成25年3月開催の委員会において敷設承認を受けたもののうち、平成25年3月31日までに敷設を完了することができなかつたものについては、平成25年6月30日まで敷設することができる。
- 2 敷設者は、平成24年11月1日から平成25年3月31日までに流失した浮魚礁と同じ構造のものを、平成25年6月30日まで同一の協議位置（敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入しているすべての者（沖縄県を除く。）と協議が調った位置であり、かつ浮魚礁のアンカーを投下しようとする位置をいう。）に敷設することができる。
- 3 第5は、前2項による浮魚礁の敷設について準用する。

第11 敷設に係る違反

- 1 委員会は、敷設承認を受けた者がこの指示に違反したときは、敷設承認を取り消すものとする。
- 2 前項の規定による処分を受けた場合は、返納届に当該浮魚礁に係る承認証を添付して委員会に提出し

なければならない。

- 3 委員会は、第3の1の項、第8の1の項及び2の項並びに第10に違反して敷設されている浮魚礁については、これを利用する者に対しその利用制限を命じ、又は敷設者に対し当該浮魚礁の速やかな撤去を命じることができる。

第12 浮魚礁の利用

- 1 浮魚礁を利用する者（以下「利用者」という。）は、敷設者との間で、利用に関する協定を締結し、又は協議を調えなければその操業をしてはならない。
- 2 敷設者は、利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となる利用に関する協定を締結し、又は協議を調えてはならない。
- 3 利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。
- 4 1の項に定める利用に関し、協定を締結し、又は協議を調えた際に、敷設者がこれを示す旗等を利用者に交付したときは、利用者は操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合において、敷設者は、承認旗等設定届（第9号様式）を委員会に提出しなければならない。

第13 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

第1号様式（第2関係）

加入資格確認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名) 印

下記のとおり第 ブロック自主調整協議会へ加入したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示25第1号に基づき加入資格の確認を申請します。

記

- 1 法人の種類及び根拠法令：
- 2 構成人員の事業種類：
- 3 添 付 書 類：

添付書類

- 1 法人格をもつ団体であることを証する書類
- 2 事業者の構成人員を明らかにする名簿等
- 3 組織の民主的運営が確保されていることを明らかにする書類
- 4 添付書類の1から3までのほか、委員会が加入資格を確認するために必要と認める書類

第2号様式（第3関係）

浮魚礁敷設承認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名) 印

下記のとおり浮魚礁を敷設したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示25第1号に基づき申請します。

記

- 1 承認を受けようとする浮魚礁の名称：
- 2 承認を受けようとする浮魚礁の協議位置：
- 3 浮 魚 礁 の 種 類：

礁自主調整協議会において協議が調ったことに相違がないことを認めます。

記

浮魚礁の名称	敷設位置 (世界測地系)	種類	協議理由
	北緯 東経		

第5号様式 (第3関係)

浮魚礁敷設承認証返納届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名)

印

下記のとおり浮魚礁の敷設承認証を返納します。

記

浮魚礁の名称	返納の理由

第6号様式 (第5関係)

海上作業届

年 月 日

殿

所在地
名称
(代表者氏名)

印

次のとおり海上作業を行いますので、届け出ます。

- 1 浮魚礁の名称:
- 2 作業の種類:
- 3 作業の期間: 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 作業場所:
- 5 安全対策:

第7号様式 (第5関係)

浮魚礁敷設完了届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名)

印

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

- 1 浮魚礁の名称 :
- 2 敷設した日 : 年 月 日
- 3 敷設した位置 : 北緯 東経
- 4 GPSの測地系の種類 :
- 5 敷設した位置の水深 : m
- 6 敷設したロープの長さ : m

注 「敷設した位置」とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

第8号様式 (第7関係)

浮魚礁流失届		年 月 日
沖繩海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		印
下記のとおり浮魚礁が流失したので、届け出ます。		
記		
1 浮魚礁の名称	：	
2 流失を確認した日	：	年 月 日
3 敷設した位置	：	北緯 東経
4 回収の有無	：	
5 流失の原因と今後の対応	：	

注1 「敷設した位置」とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 浮魚礁の構造を示す書類又は写真を添付すること。

第9号様式 (第12関係)

承認旗等設定届		年 月 日
沖繩海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		印
浮魚礁の利用を示す承認旗等を設定したので、届け出ます。		

注 承認旗等の様式を添付すること。

発行所 沖繩県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---